

松戸市景観表彰 実施要領

1 目的

この要領は、松戸市景観条例第22条の規定による景観表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 表彰の対象（対象者）

表彰の対象（対象者）は、以下に掲げる本市の良好な景観の形成に寄与していると認められるもので、市内に存するまたは市内で行われているものとする。

- (1) 建築物、工作物及び屋外広告物（所有者、設計者等）
- (2) 活動等（個人又は団体及びその代表者等）
- (3) まち並み（住宅団地、商店街等）
- (4) 上記1～3に該当するものを、景観スポットとして市民等に効果的に伝えるもの（応募者等）

3 実施概要

- (1) 表彰のうち、松戸市景観表彰に関する要綱（平成23年9月1日。以下、「要綱」という。）第3条(1)に規定する推薦又は応募により行うもの（以下、「公募分」という。）については、以下のとおり行うものとする。

ア 募集期間

おおむね3か月以上の期間を設けるものとして、必要に応じ、表彰開催年度以外の年度においても募集期間を設けることができるものとする。

イ 募集の周知

広報まつどやホームページ等で行う。

ウ 応募方法

応募調書により行う（松戸市景観表彰応募調書；別紙 様式－1又は様式－2）

エ 条件等

(ア) 建築物、工作物及び屋外広告物は、完成かつ供用開始したものを対象とする。完成及び供用開始の期日は、応募条件としては問わないが、表彰選考の判断材料とする。また、公共施設その他公共団体が設置するものは対象としない。

(イ) 活動等は、その活動期間の長さを応募条件としては問わないが、表彰選考の判断材料とする。また、公共団体の活動等は対象としない。公共機関における活動は、民間団体が主体となる場合には対象とするが、表彰選考の判断材料とする。

(カ) まち並み及び景観スポットは、道路や公園等の公共空間から見えるものとする。公共施設その他公共団体が設置するものは対象に含めるが、表彰選考の判断材料とする。

- (イ) 対象は松戸市内にあるものとするが、付属物及び視点場が松戸市外であるものは対象に含まれるものとする。
 - (オ) 募集には必要に応じ、課題やテーマを設定できるものとする。これは応募条件としては問わないが、表彰選考の判断材料とする。
 - (カ) 応募を行う者は、個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等に配慮しなければならない。
 - (キ) 表彰選考及び景観賞の受賞には、表彰対象者等の公表に関する同意を必要とする。ただし、これは応募を行う者への必須条件とはしないものとする。
- (2) 表彰のうち、要綱第3条(2)に規定する届出又は申請のあったものから行うもの（以下、「届出・申請分」という。）については、以下のとおり行うものとする。

ア 開催区分

届出・申請分のうち、景観法に基づく届出のあったものと千葉県屋外広告物条例に基づき申請のあったものを区分して、そのいずれか一方又は両方を対象として開催できるものとする。また、必要に応じ、2(1)～(4)に示す対象を限定し、別途課題やテーマ等を設定できるものとする。

イ 開催の周知

広報まつどやホームページ等で行う。

ウ 対象

- (ア) 景観法に基づく届出のあったものについては、表彰開催の当該年度及び前2年度を除く近3年程度の期間に完了届が提出され、検査したものを対象とする。
- (イ) 千葉県屋外広告物条例に基づく申請のあったものについては、表彰開催の当該年度を除く近3年程度の期間に許可したものを対象とする。

エ 条件等

- (ア) 完成かつ供用開始したものを対象とする。
- (イ) 対象は松戸市内にあるものとするが、付属物及び視点場が松戸市外であるものは対象に含まれるものとする。
- (ウ) 公共施設その他公共団体の設置するものは対象としない。
- (エ) 必要に応じ、課題やテーマを設定できるものとする。これは対象条件としては問わないが、表彰選考の判断材料とする。
- (オ) 表彰選考及び景観賞の受賞には、表彰対象者等の公表に関する同意を必要とする。また、個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等に配慮しなければならない。

4 選考

- (1) 選考は、公募分及び届出・申請分の区分に加え、2(1)～(4)に規定する表彰の

対象ごとに部門を分け、行うものとする。

(2) 表彰のうち、公募分については以下のとおり選考を行うものとする。

ア 1次選考

「景観表彰庁内選考委員会」で景観表彰候補の選出（候補の絞り込みは「松戸市景観形成庁内検討会 景観表彰調整部会」で行い、「選考委員会」に諮り、候補を確定する）

イ 2次選考

松戸市の景観整備機構他、必要に応じて専門家による協議の上、表彰候補を審査する。

ウ 最終選考

「松戸市景観審議会」で受賞候補を選出する。

エ 決定

市長に受賞候補を報告し、受賞者を最終決定する。

オ その他

選考に際しては、必要に応じ、市民意見等を収集することができるものとする。また、収集した意見等は、表彰選考の参考にできるものとする。

(3) 表彰のうち、届出・申請分については以下のとおり選考を行うものとする。

ア 1次選考

景観法及び千葉県屋外広告物条例の所管課である「都市計画課」において、別に定める選考基準に則り、景観表彰候補を選出する。

イ 2次選考

「景観表彰庁内選考委員会」で景観表彰候補の選出（候補の絞り込みは「松戸市景観形成庁内検討会 景観表彰調整部会」で行い、「選考委員会」に諮り、候補を確定する）

ウ 3次選考

松戸市の景観整備機構他、必要に応じて専門家による協議の上、表彰候補を審査する。

エ 最終選考

「松戸市景観審議会」で受賞候補を選出する。

オ 決定

市長に受賞候補を報告し、受賞者を最終決定する。

カ その他

選考に際しては、必要に応じ、市民意見等を収集することができるものとする。また、収集した意見等は、表彰選考の参考にできるものとする。

5 表彰

(1) 表彰は、4(1)に規定する部門ごとに、要綱第2条に規定する松戸市景観賞（以下「景観賞」という。）を授与し、行うものとする。

(2) 景観賞の区分は以下のとおりとする。

ア 大賞

良好な景観の形成に寄与している、景観的に特に優れているもの

イ 優秀賞

良好な景観の形成に寄与している、景観的に優れているもの

ウ その他表彰に値するもの

良好な景観の形成に寄与している、大賞及び優秀賞に次いで、景観的な取組みや形態意匠に優れた部分が認められるもの

(3) 景観賞の授与は、次のとおり行うものとする。

ア 松戸市景観フォーラム等の景観形成促進のイベントの場を設けるなどして行う。

イ 表彰者には、表彰状と記念品を贈呈する。

(4) 景観賞の周知（公表）は、次のとおり行うものとする。

ア 受賞内容等は、景観形成促進のため、イベント等での紹介、ホームページ・広報への掲載など、様々な機会に周知を行う。

イ 公表の同意は、公募分については応募の際、届出・申請分については開催の周知と共に、表彰候補者に対し直接確認を行う。また、選考過程及び景観賞の受賞に際して改めて公表の同意が必要となる場合は、同様に確認を行うものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。